

## 住民基本台帳法の改正を求める意見書

個人情報の保護は、国・地方のみならず民間事業者においても非常に重要な課題となっており、それぞれに真摯な取り組みが不可欠となっている。

2005年4月には行政機関個人情報保護法が施行されたほか、我が国で初めて民間事業者を対象とする個人情報保護法も全面施行され、自治体においても個人情報保護条例の制定が推進されているところである。法整備の進展とともに、より適切な個人情報の保護が図られる体制ができつつある。

しかしながら、このような個人情報保護をめぐるさまざまな法整備が進む中であって、市町村からは住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、営利目的であってもだれでも原則として大量に閲覧できる状況にある。既に本市においては個人情報保護条例を制定し、住民の個人情報の適正な保護に努めているところであるが、市民の個人情報に対する意識が、近年急速に高まっている中、住民基本台帳法に基づき広く4情報が閲覧・利用されていることに対して矛盾が指摘されるようになっている。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した不幸な犯罪事件が起こっており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しているおそれがある。したがって本市議会においても本年3月に大量閲覧の抑制を図るよう条例改正の議決を行ったが、自治体の個人情報保護条例を初めとした独自の取り組みでは補い切れない問題であり、住民を保護すべき自治体として法の存在が事態への対処を困難にしている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度については公用及び公益目的以外での請求は認めないよう、住民基本台帳法第11条を改正するよう要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月22日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄